

生ごみ処理機器の購入費用を補助します

生ごみ処理機器を購入する場合、市では事前に申請することで購入費の一部を補助しています。購入を検討している人は、購入する前に市役所環境下水道課へお問い合わせください。

補助対象者

①処理機器を購入する前に交付申請した人 ②市内に住所を有し、市税などの滞納がない人 ③処理機器により堆肥化されたものを自家処理できる人 ④処理機器の臭いなどで他人に迷惑を掛けないように管理できる人

対象機器	機器の基準	補助額
電化家庭用品	微生物分解式	購入価格に2分の1を乗じた額(100円未満切り捨て)2万円を限度
	乾燥式	
生ごみ堆肥化容器	土中の微生物を利用して生ごみを減量化、堆肥化させる。容量100リットル以上、耐用年数5年以上。	購入価格に3分の2を乗じた額(100円未満切り捨て)5000円を限度
ばかし専用容器	有効微生物群を利用して生ごみを減量化、堆肥化させる。容量15リットル以上、耐用年数5年以上。	



◀ごみステーションに投棄された棚や椅子といった家具。ルールを守らずに出されているごみは、たとえごみステーションに出してあっても回収することはできません。

河原に捨てられたごみ。これらのほとんどは弁当の空き箱や段ボールといった家庭から出るごみで、分別すれば資源になったり、再利用できたりするものばかりです。



不法投棄は犯罪です!
法律が定める方法によって適切に処理しなかった家電製品などを、山林や河川に投棄する「不法投棄」が増えています。不法投棄されたものには、資源になる段ボールなども多く見られます。不法投棄は犯罪です。ごみの出し方が分からない場合は、市役所環境下水道課へご相談ください。

不法投棄者には罰則が科せられます

5年以下の懲役もしくは1000万円(法人の場合は3億円)以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

(廃棄物の処理および清掃に関する法律第25条、第32条)

不法投棄されにくい環境づくりを

草木が生い茂っていたり、ごみが散乱していたりする空き地・空き家は、不法投棄者に狙われています。土地や建物に不法投棄された場合、投棄者が見つからなければその撤去は土地・建物の所有者の責任です。貴重な財産に不法投棄されないためにも、日頃から草刈りや掃除をして、不法投棄されにくい環境をつくりましょう。



廃棄物の野焼きは禁止されています

廃棄物の野焼きは、法律により一部の例外を除いて禁止されています。野焼きをすると、その煙や臭いが洗濯物につく、悪臭により気分が悪くなる、煙で窓が開けられないなど、近隣住民の迷惑となる場合があります。農業用の草木を焼却する場合も、煙や臭いで周辺に迷惑を掛ける場合は、すみやかに消火していただきます。野焼きをするときは火災と間違えられないように、事前に消防署および市役所環境下水道課へ必ず連絡しましょう。